

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>>規則第29条について 法17条1項5号については総務大臣による認定があるので可と考えるが、しかし、法17条1項4号については、不可と考える(法17条1項4号、電子署名及び認証業務に関する法律8条、同法4条1項を見ると、「主務大臣」とあるが、主務大臣については総務大臣である事が保証されないの)。 全てについて、総務大臣の認定を要件とするようにされたい。</p> <p>>規則第82条第1号について 反対である。 保存のためのスペース等については電磁的記録とすれば不要なのであるし、保存を行うべきと考える。 なお、それとは別に、どの様な書類種類によっての本人確認を行ったのかについては、(書類の写しを保存するとした場合も)記録を行っておくべきと考える。</p> <p>>告示第30条の2(電子署名等確認設備に関する基準)について この記述では反対とせざるを得ない。 基本として自動火災報知器及び消火装置が必要と考える。 (スプリンクラーでなくパッケージ型自動消火設備であったりしてもよいが、しかし自動火災報知器及び消火装置はその両方について必要と考える。)</p> <p>>告示第32条の6(特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備に関する基準)関係 同上 この記述では反対とせざるを得ない。 基本として自動火災報知器及び消火装置が必要と考える。 (スプリンクラーでなくパッケージ型自動消火設備であったりしてもよいが、しかし自動火災報知器及び消火装置はその両方について必要と考える。)</p>	<p>(規則第29条について) ○ 御意見ありがとうございます。電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)における主務大臣とは、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣となります。電子署名及び認証業務に関する法律の規定に基づき、電子証明書に係る情報等の取扱いについて適正な審査がなされていることから、同法の認定を受けた者に対して、改めて総務大臣の認定を行うことは不要であると考えております。</p> <p>(規則第82条第1号について) ○ 御意見ありがとうございます。市町村が事後的にどの本人確認書類の提示を受けていたかを簡便に確認することができるようにするため、本人確認書類の複写・保存を義務づけていたが、複写時にマスキングが必要な書類もあり、市町村職員の事務負担が増大していたことや窓口混雑の緩和を図る観点から、複写・保存の義務を廃止することとしたところです。なお、どのような本人確認書類によって本人確認を行ったかについては記録すべきである旨、事務処理要領等で引き続き求めることとしています。</p> <p>(告示第30条の2(電子署名等確認設備に関する基準)及び告示第32条の6(特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備に関する基準)について) ○ 御意見ありがとうございます。公的個人認証サービスを利用するために、総務大臣の認定又は認可を受けようとする民間事業者が、クラウドサービスを利用して設備を構築する場合、当該クラウドサービスを提供するクラウドサービス事業者においては、データセンターにおける火災報知器及び消火装置を含む設備の設置については、認定又は認可に必要な証跡の提出が困難な場合があることから、自動火災報知器及び消火装置の設置に限らず、複数のデータセンターで冗長化していることによって、火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられている場合については、火災対策が講じられているものとして認めることとしております。</p> <p>その他の点についても貴重な御意見として承らせていただきます。</p>	なし